

平成30年

上尾市教育委員会2月定例会  
議案資料

# 目 次

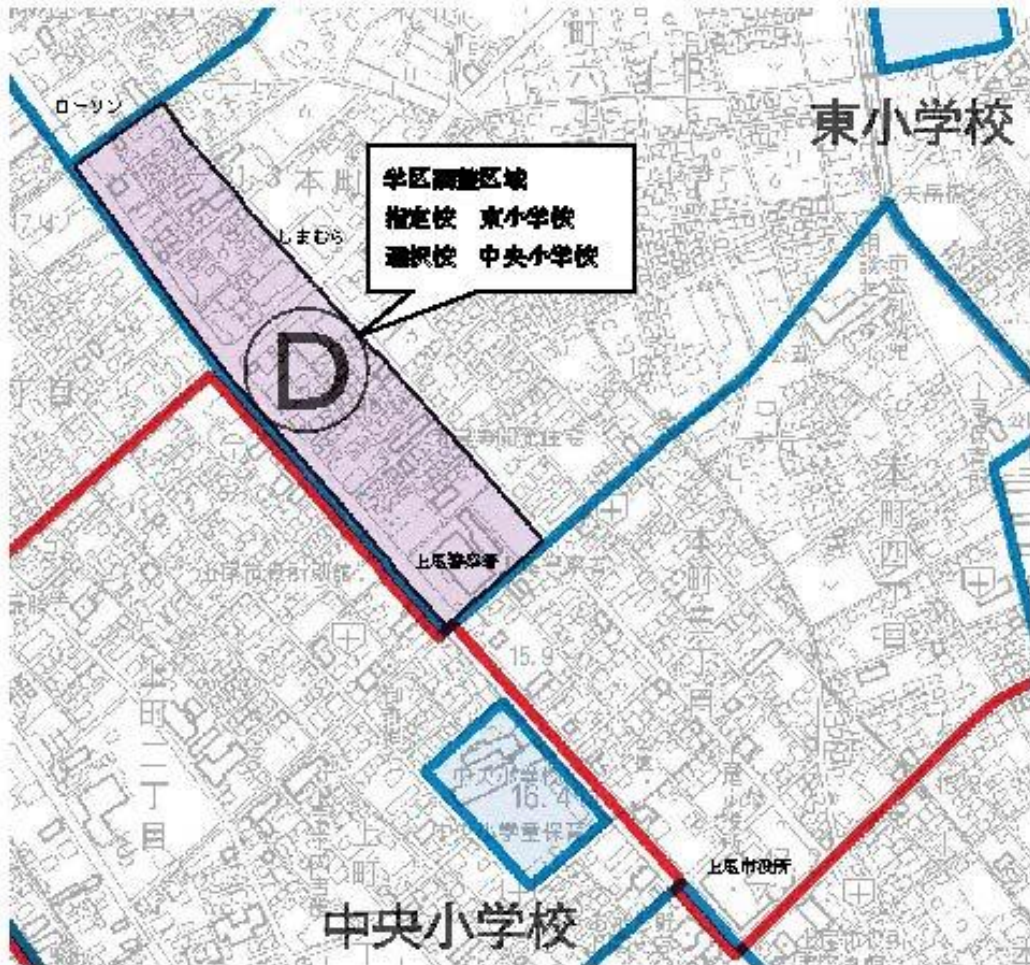
<b>議案第 4 号 資料</b> 【上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について】	
◇新旧対照表	1
◇本町五丁目一部の通学区域見直しについて	2
<b>議案第 5 号 資料</b> 【平成 3 0 年度上尾市教育行政重点施策の策定について】	
◇別冊	
<b>議案第 8 号 資料</b> 【上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について】	
◇新旧対照表	4
<b>議案第 9 号 資料</b> 【教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見の申出について】	
◇新旧対照表	6
<b>議案第 10 号 資料</b> 【平成 2 9 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について】	
◇歳入歳出補正予算事項別明細書	7
<b>議案第 11 号 資料</b> 【平成 3 0 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について】	
◇歳入歳出一般会計予算事項別明細書	1 1

## 議案第4号 資料

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則新旧対照表

改正案				現 行			
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)			
調整区域 の名称	当該調整 区域の範囲	指定校	選択校	調整区域 の名称	当該調整 区域の範囲	指定校	選択校
D区域	<u>削除</u>			D区域	本町五丁目1番 から7番まで	東 小学校	中央 小学校

## 本町五丁目一部の通学区域見直しについて



上尾市通学区域図

### 現状と課題

- 学区調整区域D区域（本町五丁目1～7番）は、指定校は東小学校、選択校は中央小学校であるが、選択校へは平成22年の新入学を最後に入学者が0人の状態が続いている。
- 市の方針と地域の連携から、指定校のみの通学区域が良いと考える。

### 入学者数の推移

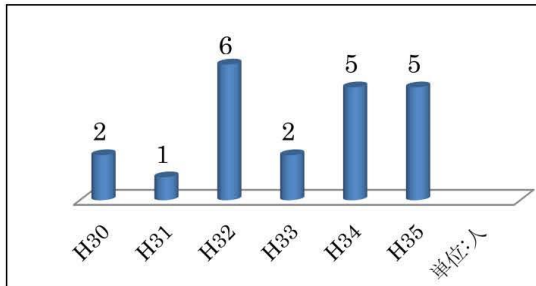
単位：人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計	割合
東小	1	1	1	2	0	1	3	2	4	2	17	89.5%
中央小	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10.5%

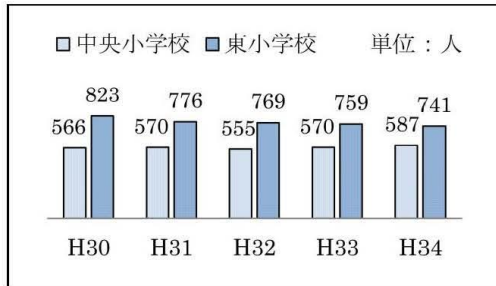
※各年度入学当初の児童数（年度途中の転入学を除く）

※H30年度入学予定者は、通学希望校による回答数

### 対象地区の就学前児童の入学年別人数



### 児童数の年度別推移



※児童生徒数及び学級数の年度推移より

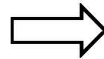
### 地区からの意見聴収等

- 学区調整区域のことは理解しているが、地区として学校は、1校が良い。但し、地区から変更をお願いする事は難しい（区長）。
- 数年前、事務区から通学者がいない為、回覧用の中央小学校だよりは不要との事で渡していない。（学校関係者）。
- 就学前・在校生保護者へ学区調整区域についての通知を送付、意見等なし。

### 方針（案）

#### 変更案

変更前 指定校 東小学校  
 選択校 中央小学校



(変更後) 指定校 東小学校

学区調整区域の廃止へ

#### 変更期日

平成30年4月1日（予定）

#### 変更後の経過措置

平成30年4月1日時点に対象区域に住居登録がある方で、中央小学校への入学を希望する場合、入学の配慮を行なっていく（指定校変更願）。

### 経緯と今後のスケジュール（案）

H29. 7	8 10	11	H30	2	3	4
通学区区域検討協議会	区長への説明	就学前児童・在校生保護者 通知送付	地元意見聴収等	定例教育委員会・報告	規則改正	4月1日 学区調整区域廃止 指定校への入学 地元回覧周知

## 議案第8号 資料

上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
(平成29年上尾市条例第5号)

改正案			現行		
○上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 平成29年3月24日条例第5号 別表(第2条関係)			○上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 平成29年3月24日条例第5号 別表(第2条関係)		
	職種	報酬の 月額		職種	報酬の 月額
1	家庭児童相談員	105,000 円	1	家庭児童相談員	105,000 円
2	歯科保健推進員	134,000 円	2	歯科保健推進員	134,000 円
3	消費生活相談員	178,000 円	3	消費生活相談員	178,000円
4	国民年金相談員	139,500 円	4	国民年金相談員	139,500円
5	男女共同参画推進 センター協力員	84,000円	5	男女共同参画推進 センター協力員	84,000円
6	配偶者暴力相談支 援センター女性相 談員	107,000 円	6	配偶者暴力相談支 援センター女性相 談員	107,000円
7	社会教育指導員	112,500 円以内で 規則で定 める額	7	社会教育指導員	112,500円 以内で規 則で定め る額
8	文化財調査専門員	112,500 円以内で	8	文化財調査専門員	112,500円 以内で規

		規則で定める額
9	子どもの読書活動支援センター協力員	137,500円
10	教育相談員	112,500円
11	学校適応指導教室指導員	112,500円
12	さわやか相談室相談員	147,000円
13	教育心理専門員	240,000円
14	その他任命権者が必要と認める職種で規則で定めるもの	150,000円以内で規則で定める額

		規則で定める額
9	子どもの読書活動支援センター協力員	105,000円
10	教育相談員	112,500円
11	学校適応指導教室指導員	112,500円
12	さわやか相談室相談員	147,000円
13	教育心理専門員	240,000円
14	その他任命権者が必要と認める職種で規則で定めるもの	150,000円以内で規則で定める額

## 議案第9号 資料

教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては100分の<u>207.5</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては100分の<u>207.5</u>（<u>212.5</u>）、12月に支給する場合においては100分の<u>232.5</u>（<u>227.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>